

一般財団法人さいたま住宅検査センター

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程

目次

第1章 総則

- 第1条（趣旨）
- 第2条（基本方針）
- 第3条（判定の業務を引き受ける時間及び休日）
- 第4条（事務所の所在地）
- 第5条（判定の業務を行う区域）
- 第6条（判定の業務を行う建築物の区分の範囲）

第2章 判定の業務の実施の方法

- 第7条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等）
- 第8条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）
- 第9条（判定の実施方法）
- 第10条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ）
- 第11条（適合判定通知書の交付等）

第3章 適合性判定員等

- 第12条（適合性判定員の選任）
- 第13条（適合性判定員の解任）
- 第14条（適合性判定員の配置）
- 第15条（適合性判定員の教育）
- 第16条（判定の業務の実施及び管理の体制）
- 第17条（秘密保持義務）

第4章 判定料金等

- 第18条（判定料金の納入）
- 第19条（判定料金を減額するための要件）
- 第20条（判定料金を増額するための要件）
- 第21条（判定料金の返還）

第5章 雑則

- 第22条（登録の区域等の掲示等）
- 第23条（判定業務規程の公開）
- 第24条（財務諸表等の備付け）
- 第25条（財務諸表等に係る閲覧等の請求）
- 第26条（帳簿及び書類の保存期間）
- 第27条（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）
- 第28条（軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等）
- 第29条（電子情報処理組織に係る情報の保護）
- 第30条（判定の業務に関する公正の確保）
- 第31条（損害賠償保険への加入）
- 第32条（事前相談）

附則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この判定業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人さいたま住宅検査センター（以下「センター」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第11条第1項及び第2項並びに法第12条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）第13条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、法第45条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 判定の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(判定の業務を引き受ける時間及び休日)

第3条 判定の業務を引き受ける時間は、次項に定める休日を除き、午前9時30分から午後5時までとする。

2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 特にセンターにおいて定めた日

3 判定の業務を引き受ける時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に提出者又は申請者（以下「提出者等」という。）との間において判定の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 判定の業務を行う事務所は、次の表のとおりとする。

事 務 所 名	所 在 地
本部(省エネ・住宅性能評価課 川越)	埼玉県川越市並木 488 番地 1
本部(省エネ・住宅性能評価課 さいたま)	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 3 番 19 号
さいたま事務所	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目 12 番 3 号
川越事務所	埼玉県川越市並木 488 番地 1
所沢事務所	埼玉県所沢市東新井町 307 番地の 7
越谷事務所	埼玉県越谷市南越谷四丁目 16 番地 2
熊谷事務所	埼玉県熊谷市籠原南三丁目 365 番地
東京事務所	東京都武蔵野市境南町二丁目 11 番 22 号
S J Kつくば確認検査事務所	茨城県つくば市東新井 19 番地 7

(判定の業務を行う区域)

第5条 判定の業務を行う区域は、次の区域とする。

埼玉県、東京都（島しょ部を除く）、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県及び神奈川県全域

(判定の業務を行う建築物の区分の範囲)

第6条 センターは、法第38条第1項第1号イの（１）から（６）までに定める建築物の区分に係る判定の業務を行うものとする。

第2章 判定の業務の実施の方法

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)

第7条 建築物エネルギー消費性能確保計画を提出（建築物エネルギー消費性能確保計画を通知する場合を含む。以下同じ。）しようとする者は、センターに対し、施行規則第3条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする者は、センターに対し、施行規則第4条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

3 軽微変更該当証明書の交付を求めようとする者は、センターに対し、軽微変更該当証明申請書（業務規程第1号様式）の正本及び副本に、それぞれその内容を確認するために必要な書類を添えたものを提出しなければならないものとする。

4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）であるものに対し、法第11条第1項に規定する特定建築行為（住宅の新築に限る。以下この項及び次項において同じ。）に係る住宅について設計住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成11年建設省令第20号）第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価（次項において「変更設計住宅性能評価」という。）を除く。）の申請又は確認（同令第7条の2第1項に規定する変更確認（次項において「変更確認」という。）を除く。）の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書（同令第3条第1項に規定する設計評価申請添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は確認申請添付図書（同令第7条の2第1項に規定する確認申請書の添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る建築物エネルギー確保計画を提出するときは、第1項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項の表の各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

5 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるもの（前項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。）に対し、特定建築行為に係る住宅について変更設計住宅性能評価の申請又は変更確認の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書又は確認申請添付図書を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネル

ギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、第2項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項の表の各項に掲げる図書（変更に係る部分に限る。）を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

- 6 前5項の規定により提出、通知又は申請される書類（以下「提出書類等」という。）を受けるに当たり、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）によることができる。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）

第8条 センターは、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請（以下「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等」という。）があったときは、次の事項を審査し、これを引き受ける。

- （1）提出された建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明申請のあった計画の変更（以下「提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等」という。）が、特定建築行為に係るものであること。
- （2）提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が、第6条に定める判定の業務を行う範囲に該当するものであること。
- （3）提出書類等に形式上の不備がないこと。
- （4）提出書類等に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- （5）提出書類等に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その返却又は補正を求めるものとする。

3 提出者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引き受けできない理由を説明し、提出者等に提出書類等を返還する。

4 第1項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を引き受けた場合には、センターは、提出者等に引受書（業務規程第2号様式）を交付する。この場合、提出者等とセンターは、この規程、別に定める業務約款、提出された計画書及び引き受けた旨を証する書面に定められた事項を内容とする契約を締結したものとする。

5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について、明記するものとする。

- （1）提出者等の協力義務に関する事項のうち、提出者等は、センターの求めに応じ、判定のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと。
- （2）判定料金（証明料金を含む。以下同じ。）に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - （a）判定料金の額に関すること。
 - （b）判定料金の納入期日に関すること。
 - （c）判定料金の納入方法に関すること。
- （3）判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。

（a）適合判定通知書又は軽微変更該当証明書（以下この条において「適合判定通知書等」という。）を交付し、又は適合判定通知書等を交付できない旨を通知する期日（以下この項にお

いて「業務期日」という。)に関すること。

- (b) 提出者等の非協力、第三者の妨害、天災その他のセンターの責めに帰することのできない事由により業務期日が遅延する場合には、提出者等と協議の上、業務期日を変更できること。
- (4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 適合判定通知書等の交付前までに、提出者等の都合により建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合においては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げ、別件として再度提出等を行わなければならないものとし、この場合においては、元の判定に係る契約は解除されること。
 - (b) 提出者等は、適合判定通知書等が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 提出者等は、センターが行うべき判定の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターの責めに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った判定料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) センターは、提出者等の必要な協力が得られないこと、判定料金が納入期日までに支払われないことその他の提出者等の責めに帰すべき事由が生じた場合においては、提出者等に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の判定料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (5) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が建築基準法（昭和25年法律第 201号）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
 - (c) 提出書類等に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合、当該判定の結果について責任を負わないこと。

(判定の実施方法)

- 第9条 センターは、法、これに基づく命令及び告示並びに判定マニュアルに従い、判定を法第42条に規定する適合性判定員に実施させる。
- 2 判定の業務に従事する職員のうち適合性判定員以外の者（以下「適合性判定補助員」という。）は、適合性判定員の指示に従い、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付、建築物エネルギー消費性能確保計画の内容の予備審査その他の補助的な業務を行う。
- 3 適合性判定員は、判定のために必要と認める場合においては、提出者、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 センターは、提出書類等の記載内容に虚偽があると認められた場合、判定を行えない旨及びその理由を提出者等に通知する。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ)

- 第10条 提出者等は、適合判定通知書等の交付前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を

取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届（業務規程第3号様式）をセンターに提出する。

- 2 前項の場合においては、センターは、判定の業務を中止し、提出書類等を提出者等に返却する。

（適合判定通知書の交付等）

第11条 センターは、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを判定したときにあっては、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に、適合判定通知書を提出者に交付する。

- 2 センターは、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを判定したときにあっては適合しない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないときにあっては適合するかどうかを決定することができない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に、提出者にそれぞれ交付する。

- 3 センターは、前2項の規定にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に当該提出者に適合判定通知書を交付することができない次に掲げる合理的な理由があるときは、28日の範囲内において、その期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に提出者に交付する。

（1）提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

（2）判定に必要な提出者の協力が得られなかったことその他のセンターの責めに帰すことのできない事由により、判定を行えなかったとき。

（3）判定料金が納入期日までに納入されていないとき。

（4）建築物の規模・用途や設計上の特徴その他の判定結果を確定するために時間を要するやむを得ない事情があるとき。

- 4 センターは、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が施行規則第5条（同令第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当することを確認したときにあっては、速やかに軽微変更該当証明書（業務規程第4号様式）を交付する。

- 5 センターは、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が軽微な変更該当しないことを確認したときにあっては軽微な変更該当しない旨の通知書（業務規程第5号様式）を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができないときにあっては軽微な変更該当するかどうかを決定することができない旨の通知書（業務規程第6号様式）を、申請者にそれぞれ交付する。

- 6 適合判定通知書の交付番号は別表1に、軽微変更該当証明書の交付番号は別表2に定める方法に従う。

- 7 適合判定通知書、第2項若しくは第3項の通知書又は軽微変更該当証明書若しくは第5項の通知書（以下「適合判定通知書等」という。）の交付については、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第3章 適合性判定員等

（適合性判定員の選任）

第12条 理事長は、判定の業務を実施させるため、施行規則第36条に定める要件を満たす者のうちから、適合性判定員を選任するものとする。

2 適合性判定員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

3 適合性判定員の数は、法第38条第1項第1号に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

（適合性判定員の解任）

第13条 理事長は、適合性判定員が次のいずれかに該当するときは、その適合性判定員を解任するものとする。

（1）業務違反その他適合性判定員としてふさわしくない行為があったとき。

（2）心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

（適合性判定員の配置）

第14条 判定の業務を実施するため、適合性判定員を本部に1人以上、各事務所に1人以上配置する。

2 前項の適合性判定員は、公正かつ適確に判定の業務を行わなければならない。

3 事務所の適合性判定員が病気等の事情により、判定の業務を実施できない場合にあっては、当該事務所において本部又は当該事務所以外の事務所の適合性判定員が臨時に判定等の業務を行う。この場合において、緊急のとき等にあっては、本部又は当該事務所以外の事務所で当該判定の業務を行うことができる。

4 センターは、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出件数が一時的に増加することその他の判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな適合性判定員を選任することその他の適切な措置を講ずる。

（適合性判定員の教育）

第15条 適合性判定員の資質の維持向上を図るため、適合性判定員に対し、年1回以上、センターの行う判定の業務に関する研修を受講させるものとする。

（判定の業務の実施及び管理の体制）

第16条 判定の業務に従事する職員を、第14条第1項の規定により配置された適合性判定員を含め、本部に1人以上、各事務所に1人以上配置する。

2 理事長は、法第38条第1項第3号に規定する専任の管理者に役員又は判定業務の担当部長を任命する。

3 専任の管理者は、判定の業務を統括し、判定の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての適合判定通知書等の交付について責任を有するものとする。

（秘密保持義務）

第17条 センターの役員及びその職員（適合性判定員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第4章 判定料金等

（判定料金の納入）

第18条 提出者等は、別表3から別表7に定める判定料金を、銀行振込等により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は、提出者等の負担とする。

（判定料金を減額するための要件）

第19条 判定料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- （1）建築物エネルギー消費性能確保計画の提出とともに、センターが行う他の省エネルギー性に関連する業務の申請を行うとき。
- （2）標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。
- （3）あらかじめセンターが定める日又は期間内に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行ったとき。
- （4）あらかじめセンターが指定するソフトウェアを用いて提出書類等を作成し、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等をするとき。
- （5）センターが行う各業務で、一年間に理事長が定める量の申請が見込めるとき。

（判定料金を増額するための要件）

第20条 判定料金は、複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとしてセンターが判断した場合、増額することができるものとする。

（判定料金の返還）

第21条 納入した判定料金は、返還しない。ただし、センターの責めに帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

第5章 雑則

（登録の区域等の揭示等）

第22条 センターは、登録の区域等その他の事項を、インターネット上に開設したセンターのホームページ（<https://www.sjkc.or.jp/>）において公表するものとする。

（判定業務規程の公開）

第23条 センターは、この規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

（財務諸表等の備付け）

第24条 センターは、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「財務諸表等」という。）を作成し、5年間事務

所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第25条 利害関係人は、センターの業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1部につき千円を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、センターが定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) センターの使用に係る電子計算機と法第46条第2項第4号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c) (a) 及び (b) に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存期間)

第26条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第47条第1項の帳簿 建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の全部を廃止するまで
- (2) 提出書類、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る契約書その他建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類 15年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第27条 前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、建築物エネルギー消費性能適合性判定中にあっては特に必要がある場合を除き事務所内において、建築物エネルギー消費性能適合性判定終了後にあっては施錠できる室、ロッカーその他の秘密が漏れることのない確実な方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等)

第28条 センターは、法第47条第1項の帳簿に準じて軽微変更該当証明に係る帳簿を備え付け、これを保存することとする。

- 2 センターは、法第47条第2項の書類に準じて第7条第3項の申請書類、軽微変更該当証明に係る契約書その他証明に要した書類を保存することとする。
- 3 第1項の帳簿及び第2項の書類の保存期間は第26条に、当該帳簿及び書類の保存及び管理の方法は第27条に、それぞれ準ずることとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第29条 センターは、電子情報処理組織による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付及び適合判定通知書等その他の図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(判定の業務に関する公正の確保)

第30条 理事長、役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合は、当該建築物に係る判定を行わないものとする。

2 センターの役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は、当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 センターの役員又は職員（適合性判定員を含む。）で、センター以外に所属する法人の役員又は職員である者（過去2年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又は職員（適合性判定員を含む。）は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- (1) センターに対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合
- (2) センターに対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について前項(1)から(4)までに掲げる業務を行った場合

4 前3項までに掲げる場合に準ずる場合であって、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合は、当該建築物に係る判定を行わないものとする。

5 適合性判定員又はセンターの役員若しくは職員以外の者は、判定の業務に従事してはならない。

(損害賠償保険への加入)

第31条 センターは、判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（てん補限度額が年間5千万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの。）を締結するものとする。

(事前相談)

第32条 提出者等は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に先立ち、センターに相談をすることができる。この場合において、センターは、誠実かつ公正に対応するものとする。

附 則

この判定業務規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この判定業務規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この判定業務規程は、平成30年5月7日より施行する。

附 則

この判定業務規程は、令和元年5月1日より施行する。

附 則

この判定業務規程は、令和元年6月3日より施行する。

附 則

この判定業務規程は、令和元年10月1日より施行する。

附 則

この判定業務規程は、令和2年7月6日より施行する。

附 則

この判定業務規程は、令和3年2月1日より施行する。

附 則

この判定業務規程は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この判定業務規程は、令和3年6月23日より施行する。

附 則

この判定業務規程は、令和4年9月20日より施行する。

附 則

この判定業務規程は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

この判定業務規程は、令和6年5月7日より施行する。

附 則

この判定業務規程は、令和7年1月1日より施行する。

附 則

この判定業務規程は、令和7年4月1日より施行する。

附 則

この判定業務規程は、令和7年12月1日より施行する。

附 則

この判定業務規程は、令和8年7月1日より施行する。

別表 1（第11条関係）

適合判定通知書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇

1 ～ 3 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号
4 ～ 5 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号
6 ～ 9 桁目	西暦
10 桁目	1：新築 2：増築・改築
11 桁目	1：床面積の合計が 300 m ² 未満 2：床面積の合計が 300 m ² 以上 1,000 m ² 未満 3：床面積の合計が 1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満 4：床面積の合計が 2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 5：床面積の合計が 10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満 6：床面積の合計が 50,000 m ² 以上
12～16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。）

別表 2（第11条関係）

軽微変更該当証明書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇

1 ～ 3 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号
4 ～ 5 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号
6 ～ 9 桁目	西暦
10 桁目	1：新築 2：増築・改築
11 桁目	1：床面積の合計が 300 m ² 未満 2：床面積の合計が 300 m ² 以上 1,000 m ² 未満 3：床面積の合計が 1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満 4：床面積の合計が 2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 5：床面積の合計が 10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満 6：床面積の合計が 50,000 m ² 以上
12～16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。）

別表 3 (第18条関係)

一戸建ての住宅

単位：円（税込み）

種 別	料 金
単独申請	33,000
併願申請 ※	13,200

別表 4 (第18条関係)

共同住宅等

単位：円（税込み）

種 別			料 金	備 考
単 独 申 請 (① 又は ①+②)	住宅部分 の対象戸 数(住戸) ①	2～10 戸以下	$39,600 + M \times 9,900$	Mは全戸数を 示す
		10～30 戸以下	$79,200 + M \times 5,500$	
		31 戸以上	$158,400 + M \times 3,300$	
	共用部の 床面積の 合計（共 用部） ②	300 m ² 以内	39,600	
		300 m ² 超え 1,000 m ² 以内	66,000	
		1,000 m ² 超え 5,000 m ² 以内	132,000	
		5,000 m ² 超え	198,000	
併 願 申 請 (① 又は ①+②) ※	住宅部分の対象戸数(住戸) ①		$19,800 + M \times 3,300$	Mは全戸数を 示す
	共用部の 床面積の 合計（共 用部） ②	300 m ² 以内	39,600	共用部の省エ ネ基準の適合 性について審 査を行っている 他の業務との 併願申請の 場合は、共用 部②の料金を 加算しない
		300 m ² 超え 1,000 m ² 以内	66,000	
		1,000 m ² 超え 5,000 m ² 以内	132,000	
		5,000 m ² 超え	198,000	

別表 5（第18条関係）

非住宅建築物（モデル建物法）

単位：円（税込み）

判定対象床面積	非住宅建築物の用途別の料金（建築物 1 棟当たり）		
	第 1 類 （ホテル、病院、集会所等）	第 2 類 （第 1 類、第 3 類以外）	第 3 類 （工場等）
300 m ² 以内	123, 200	77, 000	61, 600
300 m ² 超え 1, 000 m ² 以内	154, 000	107, 800	77, 000
1, 000 m ² 超え 2, 000 m ² 以内	184, 800	123, 200	92, 400
2, 000 m ² 超え 5, 000 m ² 以内	292, 600	200, 200	154, 000
5, 000 m ² 超え 10, 000 m ² 以内	369, 600	246, 400	184, 000
10, 000 m ² 超え 20, 000 m ² 以内	462, 000	292, 600	215, 600
20, 000 m ² 超え 50, 000 m ² 以内	569, 800	369, 600	277, 200
50, 000 m ² 超え 100, 000 m ² 以内	723, 800	477, 400	354, 200
100, 000 m ² 超え 200, 000 m ² 以内	1, 001, 000	739, 200	585, 200
200, 000 m ² 超え	1, 386, 000	924, 000	739, 200

別表 6（第18条関係）

非住宅建築物（標準入力法・主要室入力法）

単位：円（税込み）

判定対象床面積	非住宅建築物の用途別の料金（建築物 1 棟当たり）		
	第 1 類 （ホテル、病院、集会所等）	第 2 類 （第 1 類、第 3 類以外）	第 3 類 （工場等）
300 m ² 以内	246,400	154,000	123,200
300 m ² 超え 1,000 m ² 以内	308,000	215,600	154,000
1,000 m ² 超え 2,000 m ² 以内	369,600	246,400	184,800
2,000 m ² 超え 5,000 m ² 以内	585,200	400,400	308,000
5,000 m ² 超え 10,000 m ² 以内	739,200	492,800	369,600
10,000 m ² 超え 20,000 m ² 以内	924,000	585,200	431,200
20,000 m ² 超え 50,000 m ² 以内	1,139,600	739,200	554,400
50,000 m ² 超え 100,000 m ² 以内	1,447,600	954,800	708,400
100,000 m ² 超え 200,000 m ² 以内	1,694,000	1,155,000	1,001,000
200,000 m ² 超え	2,233,000	1,463,000	1,232,000

別表 7（第18条関係）

別表 3 から別表 6 以外の料金

単位：円（税込み）

1. 非住宅建築物及び複合建築物において非住宅部分の用途が複数混在する場合の料金は、第 1 類が含まれるときは第 1 類の額を、第 1 類がなく第 2 類が含まれるときは第 2 類の額を適用する。
2. 複合建築物（住宅及び非住宅の用途が混在する建築物）は、それぞれの用途により算出した料金を合計した額とする。
3. 共同住宅等及び複合建築物における住宅部分の省エネ基準の適合性について、仕様基準による審査を行う場合の料金は、5,500 円とする。
4. 非住宅建築物における併願申請 ※ の料金は、一律 19,800 円とする。
5. 建築確認をセンター以外の機関に申請する場合は、別表 3 から別表 6 又は上記 1 若しくは 2 の判定料金に 1.2 を乗じた額とする。
6. 計画の変更の料金は、別表 3 から別表 6 又は上記 1 から 3 の判定料金に 0.5 を乗じた額とする。（直前の適合性判定通知書をセンターから受けていない場合、評価方法の変更による場合又は計画を大幅に変更する場合にあつては、新規の申請として取り扱うものとする。）
7. 軽微変更該当証明（ルート C の場合）の審査料金は、別表 3 から別表 6 又は上記 1 若しくは 2 の判定料金に 0.3 を乗じた額とする。（直前の適合性判定通知書をセンターから受けていない場合にあつては新規の申請として取り扱い、大幅な床面積の増加等を伴う変更にあつては新規又は計画の変更として取り扱うものとする。）
8. 非住宅建築物のすべてが計算対象外用途である場合の料金については、別表 5 の第 3 類の料金に 0.1 を乗じた額とする。ただし、16,500 円を下限とする。
9. 計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合、又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合は、別表 5 の各用途に該当する判定対象床面積の料金に 0.1 を乗じた額とする。ただし、16,500 円を下限とする。
10. 再交付の料金は、1 通につき 5,500 円とする。ただし、記載内容に軽微な変更を伴う場合の料金については、11,000 円とする。
11. 別表 3 から別表 6 及び上記 1 から 9 に掲げる料金は、建築物 1 棟当たりの額とする。
12. 電子申請における紙面による判定通知書等の交付の料金は、1 通につき 2,200 円とする。

※ 併願申請とは、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、性能向上計画認定（建築物省エネ法第30条）に係る技術的審査、BELS評価、フラット35S、住宅性能証明書又は東京ゼロエミ住宅認証審査をセンターに併せて申請（センターが既に交付した場合で当該業務の基準に適合することが確認することができ、かつ、その計算結果に変更がない場合を含む。）するものをいう。

付属文書

この規程の各条文で定める様式は、以下の表に掲げるものとする。

関係条文	様式の名称等	識別番号
第7条	軽微変更該当証明申請書	業務規程第1号様式
第8条	引受書	業務規程第2号様式
第10条	取下げ届	業務規程第3号様式
第11条	軽微変更該当証明書	業務規程第4号様式
第11条	軽微な変更に該当しない旨の通知書	業務規程第5号様式
第11条	軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない旨の通知	業務規程第6号様式

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務第19条による減額の方法については、以下のとおりとする。

○減額対応業者は、過去の取引や与信の状況等から、手数料支払いの遅延、不払い等の発生のおそれがない者であることを前提とする。

減額条件		減額率 上限
1 継続して多量の取引が見込める場合		20%
その他センターが必要と認める場合	2 多量の取引が見込める場合	10%
	3 類似性の高い計画等で効率的な審査及び検査ができると判断した場合	20%
	4 上記以外	20%

注1) 1、3及び4の合算は可とする。ただし減額の上限は50%とする。

注2) 2、3及び4の合算は可とする。ただし減額の上限は30%とする。